2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び西和賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字市野々原六四の六、一〇二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県一関市大東町大原字高森一二六の四(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平字内所九七一の一(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百二十七号

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月二十二日付けで農業委員会ネットワーク機構を指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　名称　全国農業会議所
二　住所　東京都千代田区二番町九―八
三　事務所の所在地　東京都千代田区二番町九―八

○国土交通省告示第六百六号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十条第二項及び気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号(洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣　石井　啓一

嘉瀬川水系の項中「筑後川河川事務所」を「武雄河川事務所」に改める。

○海上保安庁告示第二十号

海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識(昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表灯台見回り船の項中「LS223　ちばひかり」を「LS223　はまひかり」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○原子力規制委員会告示第一号

原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針(平成二十五年原子力規制委員会告示第一号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十八年四月一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

表2の4の表中「に該当する」を「を判断する」に改める。

表2の5の表以外の部分中「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの」を「平成27年原子力規制委員会告示第14号において照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉施設」に改め、同5の表中「に該当する」を「を判断する」に改める。

表2の6の表以外の部分中「原子炉及び使用済燃料貯蔵槽内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉に係る原子炉施設」を「原子炉に係る原子炉施設、平成27年原子力規制委員会告示第14号において照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉施設」に改め、同6の表中「に該当する」を「を判断する」に改める。

国会事項

衆議院

情報監視審査会報告書提出

三月三十日会長から平成二十七年年次報告書を議長に提出した。

議案提出

三月三十日委員長から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

議案撤回

三月三十日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(黒岩宇洋外三名提出、第百八十九回国会衆法第四一号)

質問書提出

三月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

産業競争力の強化に関する実行計画における外国人技能実習制度の抜本的な見直しに関する質問主意書(逢坂誠二提出)

外務省改革に関する質問主意書(緒方林太郎提出)

海洋調査活動の相互事前通報に関する質問主意書(緒方林太郎提出)

著作権法改正案に関する質問主意書(緒方林太郎提出)

農業におけるコスト削減、体質改善に関する質問主意書(緒方林太郎提出)

TPP農業対策に関する質問主意書(緒方林太郎提出)

他国の閣僚との交渉に関する質問主意書(緒方林太郎提出)

電波法第七十六条第一項に関する質問主意書(逢坂誠二提出)

議事日程

三月三十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

平成二十八年三月三十一日(木曜日)

午後一時開議

第一　サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)